

アーカイブズの保存と利活用 — 香川県公文書館を例に —

文学研究科歴史学専攻

北原 賢伸

一．はじめに

公文書館とは、公文書館法および公文書等の管理に関する法律(以下公文書管理法と略記) および地方公共団体が定める条例によって運営される行政機関である。

大分県にも大分県立公文書館があり、上記2つの法律と大分県公文書館の設置及び管理に関する条例(平成6年9月30日大分県条例第19条)に基づいて運営されているが、ここでは香川県にある香川県公文書館が実際に行なっている公文書館としての「役割」をみていくことにし、公的な機関である公文書館がアーカイブズにどのような役割を果たしているか、史料の整理・目録作成だけではなく、どのように保存・活用・公開していけば良いのかという課題解決の糸口にしたい。

二．公文書館とは

参考論文では実際に香川県文書館の行なっている業務部分が主体となつて書かれているため、まずそもそもの公的な機関である公文

書館とは何かという基本的なところから簡単に見ていきたい。

法律第25号 (昭和62年12月15日)

公文書館法 (目的)

(目的) 第一条 この法律は、公文書等を歴史資料として保存し、利用に供することの重要性にかんがみ、公文書館に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録(現用のものを除く。)をいう。
(責務) 第三条 国及び地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に關し、適切な措置を講ずる責務を有する。

(公文書館) 第四条 公文書館は、歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともに、これに關連する調査研究を行うことを目的とする施設とする。

2 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。

第五条 公文書館は、国又は地方公共団体が設置する。

2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に關する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。(後略) (註1)

と定められており、ここでいう「公文書」(行政文書)とは行政機

関の職員が職務上作成・取得した文書・記録であり組織的に用いるものとして行政機関が保有するものである。

一方、「公文書等」の「等」とは現存する行政機関の定める保管年限を過ぎ、公文書館ないし担当部局がそれを評価・選別して歴史的に重要な公文書であると判断されたもの、あるいは今は現存しない行政機関やその機関と同等の役割を担っていた個人・家が作成した文書・記録であり、今現在組織的に用いられてはいないものの、歴史資料として重要だと判断されるもの（歴史資料として重要な公文書）である。

公文書館法はあくまで国が定めた「最低限度の指針」であり、地方公共団体が実際に公文書館を運営するには条例も合わせて必要となる。次はそれを見てみよう。

香川県も他の地方公共団体と同様に、「香川県公文書館条例」および「香川県公文書等の管理に関する条例」を定めている。

香川県公文書館条例

（設置）第1条 香川県公文書等の管理に関する条例（平成25年香川県条例第5号）第2条第4項 歴史資料として重要な公文書、古文書その他の記録を収集し、及び保存し、並びに県民の利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行い、もって本県における学

術の振興及び文化の向上並びに県政に対する理解の増進及び信頼の向上に資するため、香川県立文書館を高松市に設置する。（後略）（註2）

香川県公文書等の管理に関する条例

（目的）第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

第2条 本文および1、2（中略）3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

（1）県の機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

（2）県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

（3）県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

（4）県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

(5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書(後略)(註3)

と定めているが、基本は国の法律である公文書法および公文書管理法を踏襲している。これらをふまえた上で、参考論文を見ていただきたいが、1〜4は実際に香川県文書館の行なった業務と調査内容の報告であり、それらをまとめて問題提起を行っているのが5というような内容のため、1〜4は大まかに触れる程度にし、5の部分に焦点をあててみていきたいと思う。

三、香川県基礎自治体地域の課題と香川県文書館の果たしている役割

公文書館は基本的には、行政機関から保存年限が満了した公文書を公文書館に移管し、アーカイブズとして保存する役割を担っている。また、歴史資料として重要であると考えられる文書を保存する機関でもある。しかしながら行政機関には合併や統廃合に伴い、引き継ぎが漏れてしまったような公文書も存在する。それらの取り逃がしの公文書の収集であったり、公文書館の業務適用外になる基礎自治体の歴史的公文書の暫定的な収集・保管なども県立の文書館が代わりに行っているのが香川県文書館の今の現状である。

参考論文の筆者は「基礎自治体における小学校と出張所は「地域

の要」となる施設であり、行政機関である。上記のように、かつて村役場で、現在は出張所になっている建物には、旧村役場文書、尋常高等小学校から続いている学校には戦前の「学校日誌」等、学校歴史公文書を多く保有していることもある。現在、様々なコミュニティ活動が学校施設を用い、行われているなど、小学校と出張所は「車の両輪」である。」(註4)と述べており、「地域の要」であるから、一旦香川県立文書館が収集して保管し、基礎自治体にアーカイブス施設を暫定的にでも置き、文書を保管することで、基礎自治体の歴史的文書の散逸を防いで、元あるべきところに戻すというのが出張所アーカイブズの眼目である。

本来公文書館というのは県レベルではなく、基礎自治体レベルで、公文書館ないしそれに準ずる部局を置くのが望ましいとされているが、もともと公文書館設置・条例の制定と専門職員の配置は、コスト・スペース・マンパワーが必要であり、小規模基礎自治体では困難な場合が多いのも今の現状である。ゆえに香川県文書館が先頭に立って、積極的に組織外からの収集・保管の重要な役割を担っている。しかしながら公文書館設置は難しくとも、基礎自治体レベルでの公文書管理条例制定だけでもしておくことは非常に重要な点である。なぜなら文書館が地域で収集した公文書の中には表紙に「永久保存」「要永存」などの記載があるものも存在し、現在の言葉で言い換えるならば「永年保存」であるが、それらはいつまでも現用文

書のみであり、情報公開法・条例の適用になり、公文書館への移管がなされず、役場・役所内で滞留・死蔵してしまう可能性が非常に高く、文書館はあくまで県レベルの組織であるため、基礎自治体の公文書の評価・選別に関与することは不可能であるため、基礎自治体の条例でしか公文書の扱いの法的根拠がない。

例えば、公文書管理条例のない自治体に、明治期に作成された、現在ではすでに消滅している部局の設置に関する公文書があったとして、それに永久保存と記載されていれば、情報公開法と条例に則って手続きを経なければいけなくなる。が、はたしてそれは現用文書であろうか？という矛盾が生じる。明らかに組織が消滅し、使われなくなった公文書があったとしても、当時の人が「永久保存」とした場合、公文書管理条例がない場合は「現用文書としての永年保存」という生きた屍のような状態が発生し、公文書の新陳代謝に悪影響を及ぼしかねないのである。無論、使われなくなったからといって、捨てていいわけでも決してないのである。

現用文書としてではなく、重要性や歴史資料性の観点から、非現用文書扱いで歴史資料として重要な公文書ということで公文書館や出張所アーカイブズで保管・管理されるべきものとすることで、公文書のライフサイクルから見ても明らかに健全である。

このような矛盾点を解決するために、基礎自治体レベルでも公文書管理条例は絶対的に必要になっていくのである。

四、公文書館設置の普及活動と利活用

では公文書館ないしそれに準じる部局や施設の設立を促すにはどうしていけば良いか。香川県立文書館では、市町支援業務を展開している。公文書管理セミナー、香川県市町公文書館長・文書主管課長会議の開催などである。また、公文書管理条例によって県行政機関・組織としての公文書管理の向上も図っており、公文書館法および公文書管理法の、地方公共団体の文書管理の責務・努力規定の実施にも努め、県レベルでは公文書館の設置・公文書管理条例の制定・公文書のライフサイクルの確定、現用文書から保存期間満了後、非現用文書（歴史資料として重要な公文書）としての公文書館への移管体制を堅持し、香川県での公文書館の役割については、香川県文書館規則、第2条には、文書館の業務が1〜7に規定されている。そのうちの1の文末には「利用に供すること」、2は「文書等に関する調査研究を行うこと」、6の一部は「學術の振興及び文化の向上に資する」とある。（註5）公文書館での調査・研究は重要性・歴史資料性を有していながら、滞留・死蔵しているものを発掘していく作業であり、利用環境の整備も重要となってくる。目録作成のほか、システムへの入力、公開・非公開の審査や、古文書や明治以降戦前公文書などの翻刻作業および公開、さらに企画展示での公文書利活用などが必要となっていく。

五. おわりに

公文書館がどのような役割を果たしてきたか、香川県を例にとりながらみてきたが、別府大学もアーカイブズセンターを保有している。公文書館は公的な機関であり、別府大学のアーカイブズセンターは私的な大学の一機関である。しかしながら、実際の史料の調査・目録作成・保存・活用・公開などの実践的な部分においては公私関係なく取り入れなければいけない部分が多い。

だが、公的機関で税金を活用して運用されている公文書館ですら、コスト・マンパワーなどから公文書館や管理条例そのものを見送っているところも数多いのが現状である。

別府大学のアーカイブズセンターも常に人員が配置されているわけではなく、洗先生のいらつしやる時のみ開いていて、およそ公開・活用できているとは言い難いが、学生の実習教材として目録作成を進めていくこと、学生へのアーカイブズセンターへの利用を促し、実践的な活動の場として提供していくことなど、やれることは少なからずあるように思う。ないないと言うのでは現状は変わらないが、何もないがどうすれば良いか?と考えることが重要であり、別府大学アーカイブズセンターの今後の公開・利活用のヒントにした

註

- (1) http://www.shugin.go.jp/internet/itdb_houseinsf/html/houritsu/11119871215115.htm
- (2) https://www.pref.kagawa.jp/somugakujihoki/dlw_reiki/40590101003500000000/40590101003500000000_j.htm
- (3) https://www.pref.kagawa.jp/somugakujihoki/dlw_reiki/42590101000500000000/42590101000500000000_m.htm
- (4) 左記参考論文、四六頁
- (5) https://www.pref.kagawa.jp/somugakujihoki/dlw_reiki/40690210001000000000/40690210001000000000_j.htm

《参考文献》

嶋田典人「出張所アーカイブズの調査・研究と保存・利活用―震災・移動・耕地整理組合関連の組織間収発と経緯がわかる公文書―」(『香川県立文書館紀要』第二二号、二〇一九年)